

# 第38回 定時社員総会審議報告

日 時 令和5年8月25日午後2時～3時46分  
場 所 津新町一丁目6番28号 プラザ洞津

## 1. 定足数

社員総数 165名  
出席社員総数 61名 委任状による出席社員数 82名  
合計 143名により総会成立。

## 2. 審議事項

第1号議案 令和4年度収支決算の承認について

審議の結果、原案どおり出席社員賛成多数により承認可決。

## 3. 質問・要望について

- ① ホームページを2年程前に刷新されたと思いますが、全然更新がないように思う。  
また、事務局職員が代わったことがわからないので、社員専用ページに新職員の名前や挨拶等を載せた方が良いのではないか。

<回答>

現在は、執行部会・部会・理事会でもホームページの内容等について協議しており、社員の皆様に少しでも有益な情報を可能な限り提供させていただくよう努力しております。事務局職員の名前の紹介につきましては、ホームページの組織図で公開させていただいております。

### 【追記】

また、2年前の定時社員総会審議報告にて、「土地の境界や公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業」の一環として、ホームページを刷新したことをご報告させていただきました。

当時は、コロナ禍で普及啓発活動が積極的に行うことが出来ないため、「今、自分たちに何が出来るのか」と考えた結果、協会の事業活動をもっとPRするべきだとなり、官公署等にも分かりやすい表示にしました。また当協会の実績をPRし、なおかつ社員の皆様にも協会からのお知らせや理事会の審議内容、各市町の雛形、地籍調査や14条地図作成業務の実績リスト等を掲載するなど、いろいろとご活用していただける情報を提供し、日々、鋭意努力しております。

- ② 防災協定を頑張っていると言っていたが、川越町は3年前から締結出来ていないので、もう少し頑張って全制覇していただきたい。

<回答>

川越町につきましては、数年前から打診をしておりますが、単価契約も結べていない町ということもあり、なかなか進展が難しいです。ですが、今後はさらに積極的に取り組んでいきたいと思えます。

- ③ 業務処理費について、4月にメールで連絡が来たが、令和2年度・令和3年度・令和4年度と売上の推移はほぼ横ばいの状態で、なぜ10%から12%に上げるのか。まずは1%からと段階的にしても良かったのではないか。

<回答>

2%上げた件につきましては、理事会でも同様の意見がありましたが、現在の物価高騰により、1%上げただけでは、固定費の維持は難しく、数年後にまた上げざるを得なくなってしまうとの意見があり、理事会で十分協議した結果、2%上げることにさせていただきました。

- ④ 職員や理事の数が実際本当に必要な数なのかどうかも見直した方が良いと思う。比例会費を上げるのではなく、定額会費を上げるという考えにはならないのでしょうか。

<回答>

定額会費の金額変更につきましては、規則等の改正もありますので、今後、必要性が出てきた時は執行部会・理事会等で協議させていただきます。

**【追記】**

また、職員や理事の数についても、必要性が出てきた時は協議するよう努めます。

- ⑤ 「地籍調査事業の推進」とありますが、具体的にどのような計画をしているのでしょうか。

<回答>

対外的には、例年通り各区域において、引き続き地籍調査事業の受託と業務完了を確実に出来るよう目指します。

また、市町との良好な関係を作る為に、市町・法務局・三重県の地籍調査の担当者を集めた地籍調査に関する意見交換会を毎年行っております。

他に地籍調査に関する会議等があれば出席させていただきます。

また、地籍調査事業を受託出来ていない市町につきましては、協会としてアピールを行い、休止の市町につきましては、三重県と地籍アドバイザーと協力し、啓発

活動を行っていきたいと思います。

防災訓練等でも地籍調査の重要性をアピール出来たらと思っております。

対内的には、地籍調査に関する研究、現在は、地籍調査に携わった取りまとめの方を限定して会議を行っておりますが、今後は社員を集めた意見交換会をしていきたいと思っております。また、積算や仕様書等について、今後難しいところがあれば、ご相談いただければと思います。

- ⑥ 先程、令和4年度の収支決算について承認を採ったが、もしこの収支決算に異議があった場合や承認されない場合はどうなるのか。また、令和5年度の収支予算については報告だけなのか。

<回答>

定款第38条（事業計画及び収支予算）の第1項、本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受け、定時社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。とあります。また第2項には、前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。とありますので、収支予算については理事会で承認を受け、定時社員総会で報告させていただいております。

また定款第39条（事業報告及び決算）には、本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

とあり、これまでの総会はこの定款の条文に則って執り行わせていただいております。